

三鷹市西部地域包括支援センター運営規定

(趣旨)

第1条 この規定は、三鷹市が設置し、社会福祉法人東京弘済園が受託運営する三鷹市西部地域包括支援センター（以下、「センター」という。）が行う包括的支援事業等の適正な

運営を確保するために人員及び運営管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う事により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する事を目的とする。

(運営の方針)

第3条 センターは、次の方針に基づき事業運営を行うものとする。

(1) 地域の高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を安心して続けていけるよう、各専門職員（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員）の連携による総合的な支援を行う。

(2) 高齢者の自立促進のために介護予防を重視し、その人らしい生活を大切にした介護予防ケアマネジメントを行う。

(3) 利用者の利益を最優先に考え、公正中立な立場で事業運営を行う。

(4) 包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、関係機関や地域とのネットワーク作りに努める。

(5) 自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(センターの名称)

第4条 センターの名称及び住所は、次の通りとする。

- ・名称 三鷹市西部地域包括支援センター
- ・所在地 東京都三鷹市深大寺2丁目29番13号

(職員の配置)

第5条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、センターの職員の管理、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する調整及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 保健師又は看護師 2名

(3) 社会福祉士 2名（1名は生活支援コーディネーター兼務）

(4) 主任介護支援専門員 1名

(5) 介護支援専門員 1名（居宅介護支援事業所兼務）

前3号の職員は、委託業務の内容から主として担当する業務が存在するが、い

ずれの業務についても主たる担当職種のみで行わず、相互に連携・協働しながらチームとして対応する。

(5) その他非常勤職員を若干名置くことができる。

(営業日及び窓口受付時間)

第 6 条 センターの営業日及び窓口受付時間は、次の通りとする。

・ 営業日 月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23 年法律第178 号）に規定する休日及び12 月29 日から1 月3 日までを除く。

・ 窓口受付時間 午前9 時から午後5 時まで

・ 窓口受付時間外の対応については、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(主な事業内容)

第 7 条 地域包括支援センターは、包括的支援事業等として次に掲げる事業を行う。

(1) 総合相談・支援事業

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

(3) 介護予防マネジメント事業（第1 号介護予防支援事業）

(4) 権利擁護事業

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

(6) 認知症総合支援事業

(7) 生活支援体制整備事業

(8) 前各号に掲げるもののほか、三鷹市長が必要と認める事業

(介護予防マネジメント事業の委託)

第 8 条 センターが介護予防マネジメント（第1 号介護予防支援）業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、次の事項に留意して行うものとする。

(1) 委託に当たっては、三鷹市地域包括支援センター運営協議会の承認を経るものとする。

(2) 委託する指定居宅介護支援事業者は、介護予防マネジメント業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者とする。

(3) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、第3 条の規定を遵守させなければならないものとする。

(利用契約)

第 9 条 センターが介護予防マネジメントを行うに当たっては、利用者と介護予防支援・第1 号介護予防支援利用契約書を締結しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 1 0 条 通常の事業の実施地域は、三鷹市西部地域とする。

(職員の質の向上)

第 1 1 条 センターは、職員の資質向上を図るため、その研修の機会を確保するものとする。

(職員の健康管理)

第 1 2 条 センターは、職員に対して定期健康診断の実施など健康の保持増進のための必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 1 3 条 職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

なお、職員でなくなった後においても同様とする。

2 センターは、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者の同意を得なければならない。

(苦情対応)

第 1 4 条 センターは、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第 1 5 条 この規定に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は平成19年04月01日から施行する。

平成23年04月01日 一部改正

平成27年04月01日 一部改正

平成28年04月01日 一部改正

令和01年04月01日 一部改正

令和04年04月01日 一部改正

令和05年06月01日 一部改正